

旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

旭川市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

旭川市長 今津寛介

穴口昭三	旭川市●●●●●●
石田純枝	旭川市●●●●●●●●
高波澄子	旭川市●●●●●●●●●●
溝渕剛	旭川市●●●●●●●●

(説明)

旭川市固定資産評価審査委員会委員穴口昭三氏、石田純枝氏、岡崎幸治氏及び高波澄子氏は、令和6年4月13日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月27日提出

旭川市長 今津寛介

荒木関 栄	旭川市●●●●●●●●
川西康夫	旭川市●●●●●●●●●●
戸嶋千里	旭川市●●●●●●●●
水口正博	旭川市●●●●●●●●
山下真実	旭川市●●●●●●●●●●

(説明)

人権擁護委員谷川英俊氏は、令和5年8月28日に逝去されたため、また、荒木関栄氏、川西康夫氏、戸嶋千里氏及び水口正博氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の候補者を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めようとするものである。

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月11日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

旭川市副市長の定数を定める条例（昭和39年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

副市長の定数を改定するために、旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月11日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「特別職の職員」に改める。

第2条中「職員」を「特別職の職員」に、「その者」を「当該特別職の職員」に、「その遺族」を「当該特別職の職員の遺族」に改める。

第5条第1項中「職員」を「特別職の職員」に、「その職」を「当該職」に改め、同条第2項中「職員」を「特別職の職員」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（退職手当の特例）

第5条の2 次の各号に掲げる副市長、教育長又は常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）の当該各号に定める勤続期間は、副市長等としての在職期間に通算する。

(1) 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）から同法の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き副市長等になった者（当該副市長等になった後、この条例の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き副市長等になった者を含む。） 当該者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間

(2) 旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第29号。以下

「退職手当条例」という。)の適用を受ける職員(人事交流により国家公務員から退職手当の支給を受けることなく引き続き当該職員となつた者に限る。以下「人事交流職員」という。)から退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることなく副市長等になつた者(当該副市長等になつた後、この条例の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き副市長等になつた者を含む。) 当該者の退職手当条例に規定する人事交流職員としての勤続期間

2 前項各号に掲げる者の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、副市長等としての在職期間について同条の規定により算定した額(副市長等としての在職期間が2以上ある場合にあつては、それぞれの在職期間について、同条の規定により算定した額(当該算定の基礎となる給料月額に改定があつた場合は、副市長等としての最終の退職の日における改定後の給料月額を基礎として算定した額)の合計額)に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 国家公務員を退職した日に本市を退職したものとみなして、当該退職の日を受けていた俸給月額(俸給月額に改定があつた場合は、副市長等としての最終の退職の日における改定後の俸給月額)及び同号の勤続期間を基礎として、退職手当条例の規定により算定した額

(2) 前項第2号に掲げる者 副市長等になる直前の人事交流職員としての退職について、当該退職の日を受けていた給料月額(給料月額に改定があつた場合は、副市長等としての最終の退職の日における改定後の給料月額)及び同号の勤続期間を基礎として、退職手当条例の規定により算定した額

3 第1項各号に掲げる者が退職した場合において、当該者が退職の日又はその翌日に再び副市長等になつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 第1項各号に掲げる者が退職し、引き続き職員以外の地方公務員等(退職手当条例第7条第4項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下この項において同じ。)となつた場合において、当該者の副市長等としての在職期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第6条中「旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例(昭和34年旭川市条例第29号)」を「退職手当条例」に、「職員の」を「特別職の職員の」に、「同条例」を「退職手当

条例」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

特別職の職員の退職手当の特例に係る規定を整備するために、旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市副市長の選任について

旭川市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を
求める。

令和6年3月19日提出

旭川市長 今津寛介

榊井正将 旭川市●●●●●●

(説明)

新たに副市長を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。